

「公立保育所のあり方検討委員会中間報告書」に対するご意見とその取り扱いについて

募集期間:平成20年4月14日(月)～4月28日(月)

結 果:7名より、21項目

パブリックコメントに寄せられた中間報告へのご意見、ご希望とそれに対する市の考え方は、以下のとおりです。

記

	ご意見・ご要望	市の考え方
1-1	大前提として、将来を担う、国を作る人を育てるのに、国、県、市などが、保育、教育するのが当然ではないかと思えます。	全面的に民に任せるのではなく、当然のことながら、市の責任において民に保育を委託するものです。P10にも記述しているとおり、公と民の役割を明確にして、保育事業の更なる充実を図ろうとするものです。
1-2	補助金が無くなったといっても、保育所と言う位置づけがないが、普通交付税に含まれているのではないかと思えます。名目だけを取り上げ民営化、統廃合を推進しようとしているのではないのでしょうか。	保育所の民営化は、補助金が削減されたことも一つの要因といえますが、P10にも記述してありますように、延長保育、休日保育、病後児保育等の特別保育に対する保護者ニーズの増加に対応するため、サービス面で優れた感覚と柔軟性を持つ民間保育所の役割が重要となっていることも要因として挙げられます。なお、普通交付税として算入されている費用は、これまでの国・県負担金の額を大きく下回っています。
1-3	補助金の打ち切りで、民営化、統合を前提に議論するのではなく、前項に述べたように人づくりであることが、重要ではないかと思えます。道路、その他の予算を削っても、「人」作りに予算を割り当てても良いと思えます。	民営化の基本方針として、P18 1にも記述してありますとおり、「児童の健やかな育ちの保障と家庭・地域の子育て支援」等の充実を図ることを目的として、その上で民営化にあたってはP19において、私立(法人)保育所に対する支援策の充実も挙げられています。
1-4	公立、私立どちらでもその地域に密着した立地にしてほしい。	市では、保育所は地域の子育て支援の拠点として位置づけており、子育てを通して地域との交流を積極的に図り、地域に根ざした保育所づくりをしたいと考えています。

	ご意見・ご要望	市の考え方
1-5	<p>保育所に入所できた人は、満足、ほぼ満足でしょうが、保育所入所基準が厳しく入所できない人達が、大勢いることを知ってほしい。入所基準をもっとゆるくしてほしい。</p>	<p>ご存知のように、保育所は保護者が就労や家族等の介護などの理由で、家庭で児童の保育ができない場合に入所できることとなっています。但し地域や家庭の事由にもよりますが3歳以上児の場合は、概ね入所できることとしておりますのでご理解をお願いします。</p>
1-6	<p>保育所の保育士の待遇が、大変過酷と聞いており、新任の保育士が来てもすぐに辞めるといいます。保育士の待遇の改善と、民営化したときに、保育内容、保育士の資質、安全安心の十分な環境が得られるかが心配です。</p>	<p>延長保育を実施している保育所では、午前7時から午後7時までの12時間開所しており、交代勤務等により対応しているところです。民間事業者に対しては、延長保育事業費補助として、国・市でそれぞれ1/2を負担し事業の充実を図っています。また、今後の法人への支援策でも保育士の待遇改善や保育内容の充実、保育士の資質向上を図る観点から、運営費についてもさらに支援する必要があると考えています。</p>
2-1	<p>国の行政改革による影響で財政難となり、存続が難しくなるので、統廃合・民営化の方向に進むのは仕方がないのかもしれませんが、果たしてそれでいいのでしょうか？</p> <p>公立保育所の必要性と今後の方向性（8P）の や から統廃合の必要性を導き出すには無理があります。市民福祉の向上や子育て支援を、財政難を理由に統廃合・民営化で乗り切ろうとしているようで感心しません。</p> <p>しかし、同一小学校区への入所希望を叶えるために統廃合する事には意義はありません。</p>	<p>児童数の減少により集団保育ができなくなる影響は児童の健全な育ちに大きく影響します。</p> <p>特に近年は、少子化の影響から子どもの社会性の芽生えを遅らせ、異年齢集団の形成が難しくなっており、対人関係などの経験不足から様々な問題行動を発生させる要因となっています。このことから、統廃合の可能な保育所においては統廃合が必要と考えています。また、P8(1)の後段にも記述してありますように、建設年次の古い施設では、耐震補強工事や大規模修繕など多額の費用が必要となります。なお、これら施設整備についても、法人等の民間事業者に対する補助制度はありますが、公立保育所に対する補助金がなく、市の財政負担が大きいことが、統廃合・民営化の要因のひとつとなっていることも理解願います。</p>
2-2	<p>統廃合・民営化の進め方に、「理解を得ることに努めるものとする。」とありますが、行政の得意な言い回しで、「理解を得よう努力はするが一部の反対者が居ても事業は推進します。」と読み取れます。統廃合・民営化はデリケートな事業ですから、もっと慎重な文言に変えた方がいいと思います。</p>	<p>文末の表現につきましては、達成を目指す意思を表すために使っているもので、「公立保育所のあり方検討委員会」において検討された結果の表現ですのでご理解をお願いします。なお、平成20年4月に吉野保育所と尾口保育所の統合を行いました。子どもたちは新しい友達も増え活気のある保育所生活を送っており、保護</p>

	ご意見・ご要望	市の考え方
		<p>者も安心して利用いただいています。(このことについては、報告書本文P4に追加して記載することとしました。)</p>
3-1	<p>公立と私立の経費について比較した表がないのですが？</p> <p>現在公立保育所の保育士は非正規職員が多いので、経費の差は無いように思いますが、具体的な数字で教えてください。</p>	<p>保育所運営に要する経費につきましては、P2下段に児童1人当たり要する費用とその財源について、要約したものを掲載しています。参考までに、150人規模の保育所で比較すると、1年間に要する経費は、公立保育所の方が児童1人当たり約86,000円多くなります。</p>
3-2	<p>行革や公より民に、民でやれるものは民で・・・という方針が先になっていて</p> <p>1.子どもの保育を受ける権利からみてどうなのか</p> <p>2.地域のコミュニティーの場所としても大切だと思われる保育の存在についてはどうなのか(保育所がなくなれば、ますます過疎化するのではという不安)について、どのように思われますか。</p>	<p>1.について</p> <p>保育所等の児童福祉施設では、入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ適切な訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障することを目的に「児童福祉施設最低基準」が定められており、保育を受けることについては、公でも、民でも同じものと考えています。また、民間(法人)保育所の運営財源は、国・県・市からの補助金すなわち税と保育料で賄われており、保育事業に対する公的役割は十分に果たしていると考えています。</p> <p>2.について</p> <p>地域の子育て支援の拠点としての保育所が存在しなくなることについて、不安を持つことは当然のことと思いますが、少しでも集団生活を体験することで、子どもたちがより良く成長できることも大切なことだと考えています。また、児童のより良い成長には地域の様々な人たちとの交流も大切なことであり、統廃合により地域から保育所がなくなっても、従前の地域との交流事業は継続できるよう配慮したいと考えています。</p>

	ご意見・ご要望	市の考え方
4-1	<p>保育所の民間委託や合併には反対 白山市の場合「子どもの権利に関する条例」も他市に比べ、いち早く制定していますし、今の状態が、なんら問題も無く来ていると思っています。今、そんなに急がないでもっとゆっくり時間をかけて検討してください。国の補助制度が変わったり市としては大変だと思えますが、今の政治がどう変化するかわかりません。行政の都合だけでなく、子どもの権利を第一に検討して下さい。</p>	<p>統廃合・民営化については、P17及びP18、P20の6(2)にも記述してありますが、子どもの利益を最優先することとし、特に保育所の耐震化やそのための改築は急務と考えており、全ての保育所の安全安心な保育サービスの確保と子育て支援の充実を図る観点から実施をするものです。また、国や県の保育事業に関する補助制度の改正にも充分配慮しながら、適切に対応することが必要と考えています。</p>
4-2	<p>保育士は民間などで良くなるか？ 私はよくなると思います。民間では利益を第一に考えなくては経営がなりたちません。安い給料の若い人たちにより保育は出来ません。能力も大事かもしれませんが、経験が大事だと思います。公立では研修会など義務付けることも出来ますし、実際行われていると思いますが、民間になれば、そんなお金や時間がかかるため、やらないと思います。白山市の場合、公立なら少ない人数の保育所でも補助してやれますが、民間では手を引きます。過疎地域がなおさら増えます。 最後に、権利条例にあるように、心もからだものびのび成長する・・・とあるように市の補助など増し、市の公立の保育所を残すことを希望します。</p>	<p>民間保育所であっても、研修機会などは公立保育所の職員と大きな違いはありません。また、市としても民営化を実施するに当たっては、民間保育士の資質向上を図るため、各種研修を実施するとともに、事業者に対しては運営面での支援も検討していくこととしております。さらに、P18 5にもありますように、保育所運営の移管先としては、原則として公的認可を受けた社会福祉法人や学校法人等としており、これらの法人は利益の追求を目的としない事業者でありますので、ご理解を頂きたいと思えます。 なお、採算のとれない過疎地域の小規模保育所等については、引き続き公立で運営していくことを原則として考えています。</p>
5-1	<p>市は私立が良くて公立が悪いと言っているように思いますが、本当にそうでしょうか。子どもの保育については、公的な責任があります。行政の都合だけでなく、子どもの権利を第一に考えて検討してください。急がなくて時間をかけてください。</p>	<p>保護者を対象としたニーズ調査結果では、公立保育所は建設年次が古い施設が多いため、施設の環境面で私立より劣っていると思われる割合が多く見受けられました。一方、私立保育所では、延長保育や土曜延長保育を全ての施設において実施していることから、私立の方が満足度の高い結果となったものと考えています。子どもたちの保育に関しては、公立、私立ともに保育士資格等を有した職員がその専門性を発揮しながら、保護者と協働して子どもたちの「心身ともに豊かで健やかな育ち」を支えており、その責務は全く同じです。</p>

	ご意見・ご要望	市の考え方
		<p>しかし、近年は子育て支援のニーズが多様化しており、今後はP10 で述べられているような公と民の役割分担が必要と考えています。</p>
5-2	<p>P 4 に書かれています「一時保育・延長保育等の特別保育サービスの質的充実」や「保育内容、保育士の資質、安心安全な施設環境といった質の高いサービス」は、現状では充実出来ないのでしょうか。</p> <p>私立にだけそれを求めると自助努力でかえって子どもたちにとって質の悪いサービスになるのではないかと思います。</p>	<p>延長保育事業等の一部の特別保育事業については、私立保育所についての補助はあるものの、公立保育所に対する補助制度は廃止されており、公立が事業を充実させようとする場合、その財源の全てを一般財源（市税等）で措置する必要があることをご理解頂きたいと思ひます。</p>
5-3	<p>公立と私立の経費について比較表がないのですが、どうしてですか。現状でも公立保育所の保育士は非正規職員が多いため、経費の差はないと思ひます。具体的に数字を示してください。</p>	3-1 を参照願ひます。
6-1	<p>「公立保育所のあり方検討委員会」という名称なのに、まず「民営化するために」が優先されている様に思ひます。</p> <p>公立ではサービスはできないのでしょうか。コスト削減によって、保育士の人件費が削減され民間保育園への補助金も削減されているため、ベテラン保育士を雇えず派遣・パート・臨時なども多くなります。</p> <p>民営化は子どもや保護者、保育関係者を犠牲にするだけでなく、受託法人にとっても大変なことです。税金の使い方を改めてほしいと切に思ひます。未来を担っていく子どもたちにこそ、予算をかけるべきです。もっと時間をかけて検討して頂きたいと思ひます。</p>	5-2 及び 4-2 を参照願ひます。なお、受託法人への支援策については 1-6 後段を参照願ひます。
7-1	<p>統廃合・民営化の主な目的は市の経費削減です。したがって、例えば10年間のシュミレーションで建設費、運営費、人件費、法人への支援など含め、どのように削減効果が現れるのか、中間報告で示す必要があるのではないのでしょうか。市は試算せずに議論をしていることはないと思ひますので、このシュミレーションを</p>	<p>運営費及び建設費の削減効果については、P 2 及び P 19 を参考にさせていただければわかると思ひますが、今後この詳細計画は別途策定することとして思ひますので、ご理解願ひます。</p>

	ご意見・ご要望	市の考え方
	公開して下さい。	
7-2	<p>「国から補助金が削減された」というと、市民は「民営化やむなし」と受け止めてしまうのは当然です。一般財源化されているわけですから、このような表現は適切ではなく、必要な情報を知らせないこととなります。これでは説明が不十分だと思います。</p>	<p>1-2 後段を参照願います。また、特別保育事業や施設整備に係る補助についても、P10の記述どおり、廃止または削減されておりますが、この分についての交付税措置はありません。</p>
7-3	<p>「あり方」検討が、いつの間にか「推進」に変わった感があります。少なくとも、市長の議会答弁の中でも、この間「推進」という言葉は使っておられません。「推進」するのなら「・・・以上より『推進』の方向で進める・・・」などと、中間報告のどこかの段階で明記すべきではないでしょうか。</p>	<p>公立保育所のあり方検討委員会として、P18に記述されているとおりの民営化が必要という結果ですので、ご理解いただきたいと思えます。</p> <p>なお、平成18年第1回及び第2回の議会での一般質問において市長は、「民営化を進めてまいりたい。」と答弁しております。また、「推進」についてですが、「公立保育所のあり方検討委員会」での検討の結果、その中間報告として使うことになった言葉であり、市長の議会答弁の言葉を直接引き継ぐものではありません。</p>
7-4	<p>保護者ニーズ調査に示された「民営化について不安に思うこと」に対する答えが、中間報告では不十分です。これでは不安が残ると思いますので、丁寧な回答が必要ではないでしょうか。</p>	<p>P10(2)の民営化のメリット・デメリット及びP18 民営化の基本方針や 民営化の進め方の中で対応していますが、「保育料はどうか」等の不安については、保育料は市の条例及び規則で定められており、公立、私立とも入所児童に対する保育料は市が同一の基準で算定し、徴収しています。(このことについては、報告書本文P6に追加して記載することとしました。)</p> <p>なお、実際に民営化する前段階では、広く市民に保育の仕組み等を周知していく必要があると考えております。</p>
7-5	<p>「子どもの権利条例」に基づいた子育ての将来展望・・・白山市として、子どもの育ちをどう保障してゆくの、子どもをどのような環境でどう育てたいのか、次世代育成支援のことでなく、市が描く「子育て」プランのこと・・・を示す必要があると思います。統廃合・民営化議論は、それを示して初めて始まる議論ではないでしょうか。</p>	<p>市の子育てプランは、「子どもの権利条例」や「次世代育成支援地域行動計画」、「白山市総合計画」など、様々な計画の中で表していると考えています。なお、公立保育所の民営化については、「白山市総合計画」のP92子育て支援体制の充実の中にも記述しておりますので、ご理解を頂きたいと思えます。</p>

